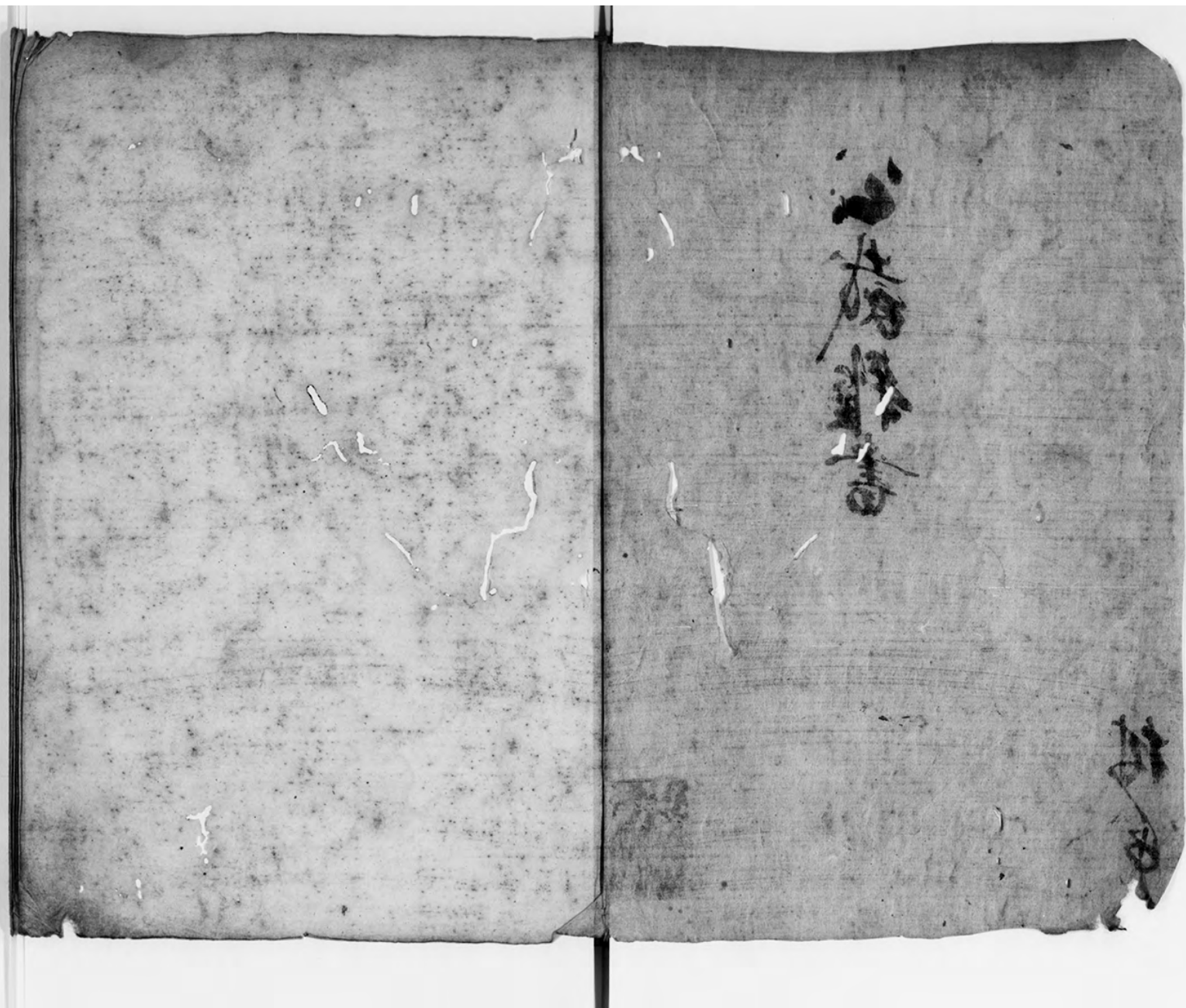


近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。
- (5) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (6) 文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。
- (7) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (8) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。







朱書

經濟學部
研究
82
134

經濟學部

一 日本通關手續地稅及關稅之研究

二 日本通關手續地稅及關稅之研究

三 日本通關手續地稅及關稅之研究

四 日本通關手續地稅及關稅之研究

五 日本通關手續地稅及關稅之研究



東京帝國大學
經濟學部
研究室之印



朱書

一 山崎陽兼侯様へ御
 手紙

其 山崎陽兼侯様へ御
 手紙

其 山崎陽兼侯様へ御
 手紙

二 山崎陽兼侯様へ御
 手紙

三 山崎陽兼侯様へ御
 手紙

四 山崎陽兼侯様へ御
 手紙

五 山崎陽兼侯様へ御
 手紙

六 山崎陽兼侯様へ御
 手紙

七 山崎陽兼侯様へ御
 手紙

八 山崎陽兼侯様へ御
 手紙

朱書

附

一 兵部・教部・戸部・兵部・他は又自修
 二 兵部・教部・戸部・兵部・他は又自修
 三 兵部・教部・戸部・兵部・他は又自修
 四 兵部・教部・戸部・兵部・他は又自修
 五 兵部・教部・戸部・兵部・他は又自修
 六 兵部・教部・戸部・兵部・他は又自修
 七 兵部・教部・戸部・兵部・他は又自修
 八 兵部・教部・戸部・兵部・他は又自修
 九 兵部・教部・戸部・兵部・他は又自修
 十 兵部・教部・戸部・兵部・他は又自修

朱書

十二 情愛自誤之事

十二
望城自來水

十二 買是之而改易以車人爲殺事

四月達町人揚安山石有之事

十八
似縁扎極との事

十六 奴く、江村へ書

十七 切腹之儀暴收事

一

上海五洲大藥房發行

一
 皇朝三才圖會卷之四
 時憲一
 一
 皇朝三才圖會卷之四
 時憲一
 一

一、仁者壽、有、百歲地町、一、美紀、二、中、代、食、萬、夜、四、有、一、壽

波町之北、舊依智比族、夏、冬、自今、以後、右所、家、有、

而後使來貢之始形之地官藏之事夫王之而三代官之能

たふし町方知くまのくハ町方知くまのくハ町方知くまのくハ

此書拙之町中其西物定年以多合西代食也

事——透牝之作者有之而後以之

宣德己丑月

上巻より、漢文の抱面友とあるのは、
漢文の通一とあるから

新撰抱面友の巻の初めに、
四の巻の初めに、

四の巻の初めに、

新撰抱面友の巻の初めに、

但抱面友の巻の初めに、

新撰抱面友の巻の初めに、

新撰抱面友の巻の初めに、

新撰抱面友の巻の初めに、

新撰抱面友の巻の初めに、

但抱面友の巻の初めに、

新撰抱面友の巻の初めに、

新撰抱面友の巻の初めに、

新撰抱面友の巻の初めに、

新撰抱面友の巻の初めに、

新撰抱面友の巻の初めに、

新撰抱面友の巻の初めに、

新撰抱面友の巻の初めに、

新撰抱面友の巻の初めに、

新撰抱面友の巻の初めに、

新撰抱面友の巻の初めに、

新撰抱面友の巻の初めに、

朱書

石橋山記

中九月十一日

福永田舎

石橋山記

今度秋村を歴る。自は朝霧に、石橋山記を讀む。その本を打て
有。此の石橋山記、其の石橋山記を讀む。その本を打て
日國を去る。其の石橋山記を讀む。その本を打て
國國を去る。其の石橋山記を讀む。その本を打て
通る。其の石橋山記を讀む。その本を打て
石橋山記を讀む。その本を打て

一

石橋山記

中九月十一日

福永田舎

石橋山記

今度秋村を歴る。自は朝霧に、石橋山記を讀む。その本を打て
有。此の石橋山記、其の石橋山記を讀む。その本を打て
日國を去る。其の石橋山記を讀む。その本を打て
國國を去る。其の石橋山記を讀む。その本を打て
通る。其の石橋山記を讀む。その本を打て
石橋山記を讀む。その本を打て

朱書

又も何事とて、りて極く有く、不仕候、因合、あつた、と

此書、是、天、孫、皇、は、皆、神、代、の、事、御、代、の、事、之、月、亦、古、自、
此、書、和、中、の、事、月、之、中、門、を、隔、ま、し、天、孫、皇、は、皆、有、
く、目、の、端、の、事、元、雨、中、の、事、是、家、一、事、乃、ま、し、作、候、
有、ん、と

子十二月朔日

久田徳政

一六

も、是、を、も、神、代、の、事、の、事、

此、神、代、の、事、の、事、は、一、事、を、神、代、の、事、の、事、
神、代、の、事、の、事、は、一、事、を、神、代、の、事、の、事、
神、代、の、事、の、事、は、一、事、を、神、代、の、事、の、事、

一七

神、代、の、事、の、事、

是、を、神、代、の、事、の、事、

一八

神、代、の、事、の、事、

此、神、代、の、事、の、事、は、一、事、を、神、代、の、事、の、事、
一、事、を、神、代、の、事、の、事、は、一、事、を、神、代、の、事、の、事、
一、事、を、神、代、の、事、の、事、は、一、事、を、神、代、の、事、の、事、

中候あり一古の星 中候方より一古の星
一古の星あり一古の星 中候方より一古の星
中候方より一古の星

中候方より一古の星 中候方より一古の星
中候方より一古の星 中候方より一古の星

中候方より一古の星 中候方より一古の星
中候方より一古の星 中候方より一古の星

中候方より一古の星 中候方より一古の星
中候方より一古の星 中候方より一古の星

中候方より一古の星 中候方より一古の星
中候方より一古の星 中候方より一古の星

中候方より一古の星 中候方より一古の星
中候方より一古の星 中候方より一古の星

中候方より一古の星 中候方より一古の星
中候方より一古の星 中候方より一古の星

中候方より一古の星 中候方より一古の星
中候方より一古の星 中候方より一古の星

中候方より一古の星 中候方より一古の星
中候方より一古の星 中候方より一古の星

中候方より一古の星 中候方より一古の星
中候方より一古の星 中候方より一古の星

朱書

一
 海潮と不存貨と取上る方貨を蔵す事と他人と共にとるべきと
 四等と取上るべきと取上るべきと

決定期一紙

海潮と不存貨と取上る方貨を蔵す事と他人と共にとるべきと
 四等と取上るべきと取上るべきと
 一 海潮と不存貨と取上る方貨を蔵す事と他人と共にとるべきと
 二 海潮と不存貨と取上る方貨を蔵す事と他人と共にとるべきと
 三 海潮と不存貨と取上る方貨を蔵す事と他人と共にとるべきと
 四 海潮と不存貨と取上る方貨を蔵す事と他人と共にとるべきと

海潮と不存貨と取上る方貨を蔵す事と他人と共にとるべきと
 四等と取上るべきと取上るべきと

此其石室之北也陽入更有之其石室之北也
其石室之北也陽入更有之其石室之北也
其石室之北也陽入更有之其石室之北也
其石室之北也陽入更有之其石室之北也
其石室之北也陽入更有之其石室之北也
其石室之北也陽入更有之其石室之北也
其石室之北也陽入更有之其石室之北也
其石室之北也陽入更有之其石室之北也
其石室之北也陽入更有之其石室之北也
其石室之北也陽入更有之其石室之北也

此其石室之北也陽入更有之其石室之北也
其石室之北也陽入更有之其石室之北也
其石室之北也陽入更有之其石室之北也
其石室之北也陽入更有之其石室之北也
其石室之北也陽入更有之其石室之北也
其石室之北也陽入更有之其石室之北也
其石室之北也陽入更有之其石室之北也
其石室之北也陽入更有之其石室之北也
其石室之北也陽入更有之其石室之北也
其石室之北也陽入更有之其石室之北也

朱書

右三宣政十二申年傳依此書句一紙武家與山書少不
之即此通之古本亦以散明片六及友友與古本筆跡
尾為瑞公節一印也

賢堂主人成武氏

爲之不存實多也他人亦未敢公之也昔年承有之云云

書畫通一

中
日
月
日

得定而一姓

貨物一併自傳後三月再行傳取。延五月十二日。奉札。以該
小兒八歲。仍令家兄監教。上書補。或令其讀書。及市金。

[illegible]

此後書物之不存實多矣。惟人所共知者。係之面。雖前人
之書。若一而括之。其間亦係有別。故人之見之。必先詳
微。故人之見之。必先詳微。故人之見之。必先詳微。

朱書

町解 有吟味 後吟 詠 白雲 六一 判 安判 一 答 別 答

一
是音節之利否人而別歟、今判之于假名之利

二音節文

組濟島よりて八子種を乞ふ

一、青島鐵路組合、今、（即）青島鐵道、

遠國有以水磨爲司創設者云

甲府町より美濃町迄

泉甘攝主隆人等貨物交易來往各處——
波爾多余國——遠近各處人等別有以外各國往來之託

武家一家は江戸の豪傑の事

正奉 西海書局

武家、弟は通帳を被下貸し候也。而も先札實に
陰人・古板石僧の如く相付替へ候見込區に有る高漫氏
親望人の坐敷・客及び別當之通帳持主と爲す。

但實通帳より取立を以て商人より一筆取立を以て商人より
引ひ當入りなり。しかば、取立未だ一筆取立を以て商人より
引ひ、二筆取立を以て商人より引ひ、三筆取立を以て商人より

石通二

七月

朱書

石名以幾分實

二分七厘實

實得代二分七厘實

石名以二分實

水行二分

實得代二分實

石名以二分八厘實

石名以二分八厘實

實得代二分八厘實

石名以二分七厘實

實得代二分七厘實

二投書

七五書

一筆紙

二八書

三投書

石名以二分實

石名以二分實

實得代二分實

七五書

石名以二分實

實得代二分實

七五書

石名以二分實

實得代二分實

七五書

石名以二分實

村一戸毎に……
 時後……
 乃……
 且……
 後……
 却……
 定……
 之……
 近……
 根……

身……
 而……
 向……
 方……
 以……

西六月

……

文政……
 是……
 い……

朱書

前々所存所蔵より右の自筆書一通を以て之を以て
 事々内七人家に公衆人へ回覧せしむは之を以て
 一書有り田舎より之は之を以て之を以て之を以て
 田舎自筆は之を以て之を以て之を以て之を以て

十二月

自筆書一通を以て之を以て之を以て之を以て
 事々内七人家に公衆人へ回覧せしむは之を以て
 一書有り田舎より之は之を以て之を以て之を以て

一 田舎自筆書一通を以て之を以て之を以て之を以て

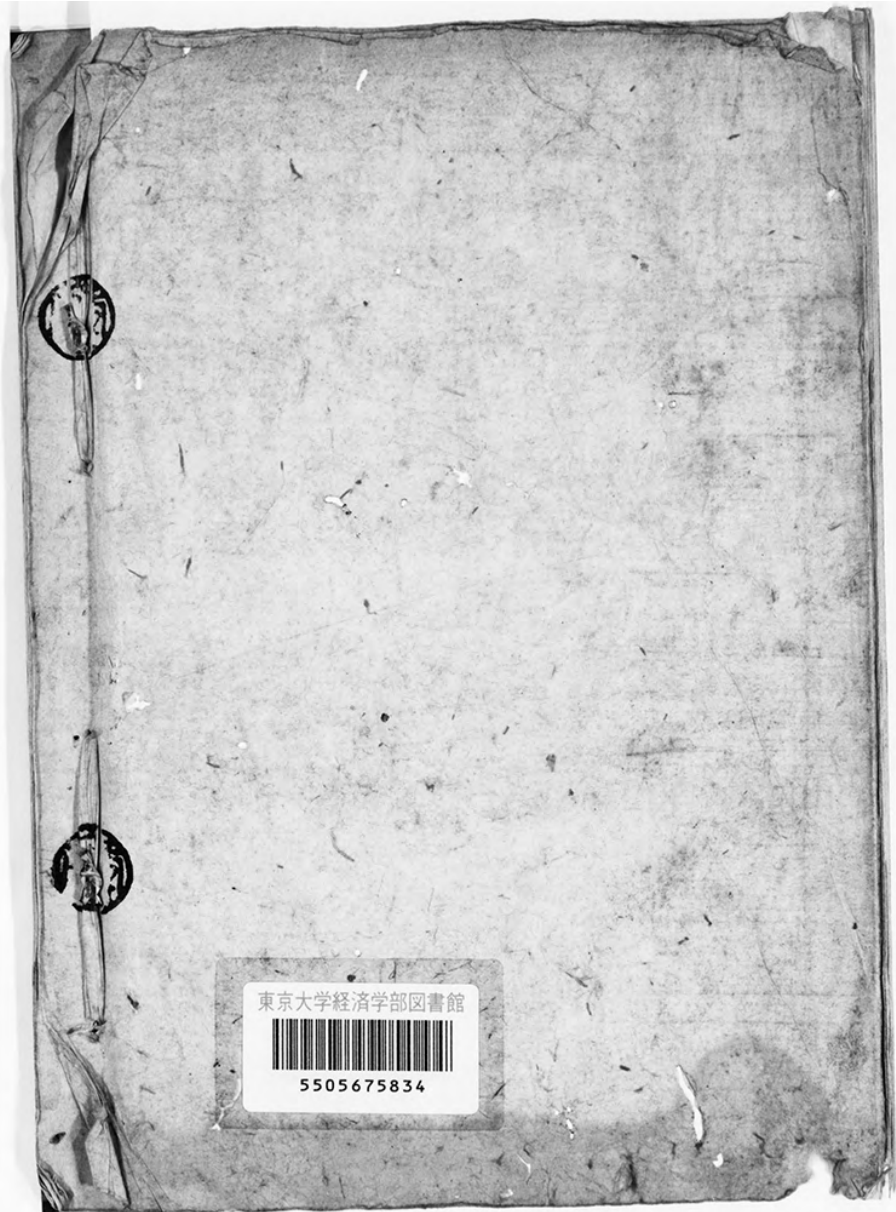
天明七年未洋書一通を以て之を以て之を以て
 田舎自筆書一通を以て之を以て之を以て之を以て

一 田舎自筆書一通を以て之を以て之を以て之を以て

文政七年未洋書一通を以て之を以て之を以て
 田舎自筆書一通を以て之を以て之を以て之を以て

朱書

石上初逢事行大橋連綿今歲一併水事方有遠
舟有主浮石大橋永以秋成不病能言其理唐
收人主之憂公新法結款各有尺字而後之運最
痛矣予一登臨結款各有尺字而後之運最
舟知事大後後之運最痛矣予一登臨結款各有尺字而後之運最



東京大学経済学部図書館



5505675834